破産債権の届出期間及び一般調査期間

平成２２年（フ）第４４８号
宮崎市大塚町樋ノ口2000番地４　サンライズ大塚102号、前住所宮崎市大塚町八所3777番地１　フィールドゴッド21―203号
破産者　瀬戸口浩二
１　破産債権の届出期間　平成23年２月18日まで
２　一般調査期間　平成23年３月18日から平成23年３月25日まで
平成23年１月17日　　宮崎地方裁判所破産係

最後配当に関する除斥期間

平成１６年（フ）第２１４号
福島県耶麻郡西会津町野沢字上條西甲125番地の２
破産者　西会津建設株式会社
除斥期間　平成23年２月14日まで
平成23年１月17日
福島地方裁判所会津若松支部

平成１６年（フ）第２４３号
福島県耶麻郡西会津町野沢字上條西甲125番地の２
破産者　西会津石材株式会社
除斥期間　平成23年２月14日まで
平成23年１月17日
福島地方裁判所会津若松支部

債権者集会招集

平成２１年（フ）第４６４号
愛知県刈谷市熊野町４丁目10番地15
破産者　稲垣　尚人
１　期日　平成23年３月28日午後３時45分
２　会議の目的　破産管財人の任務終了による計算の報告
平成23年１月18日
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２１年（フ）第２８００号
大阪市港区築港４丁目９番９号
破産者　株式会社市原商店
１　期日　平成23年２月24日午前11時
２　会議の目的　破産手続廃止に関する意見の聴取、破産管財人の任務終了による計算の報告
平成23年１月17日
大阪地方裁判所第６民事部

特別清算開始

平成２３年（ヒ）第２００３号
東京都新宿区西新宿４丁目19番14号
清算株式会社　株式会社パルフーズ
代表清算人　千葉　宏哉
１　決定年月日　平成23年１月17日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第８部

特別清算終結

平成２２年（ヒ）第２０７３号
東京都大田区田園調布３丁目18番15号
清算株式会社　株式会社アデスカンパニー
１　決定年月日　平成23年１月17日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第８部

平成２２年（ヒ）第２０８４号
東京都千代田区大手町１丁目７番１号
清算株式会社　株式会社読売メディアセンター
１　決定年月日　平成23年１月17日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第８部

特別清算協定認可

平成２２年（ヒ）第２１１４号
東京都文京区目白台１丁目６番６号
清算株式会社　株式会社アイ・ダブリュー
代表清算人　岩井　恭子
１　決定年月日　平成23年１月17日
２　主文　次の協定を認可する。
協定
第１　通則
１　協定債権の定義
⑴　協定債権とは、平成22年12月３日（以下、「基準日」という。）までの原因に基づいて発生した債権のうち、一般の先取特権その他一般の優先権がある債権、特別清算の手続のために特別清算株式会社に対して生じた債権及び特別清算の手続に関する特別清算株式会社に対する費用請求権（以下、「優先債権等」という。）を除いたものをいう。
⑵　協定債権元本とは、協定債権のうち、特別清算開始決定日以後の利息債権及び損害金請求権を除いたものをいう。
２　弁済の方法・場所
⑴　協定債権に対する弁済は、清算人代理事務所（坂井・三村・相澤法律事務所　東京都港区虎ノ門４丁目３番13号　神谷町セントラルプレイス４階）において行う。清算人代理事務所が移転した場合、移転後の清算人代理事務所で行うものとし、その所在地は、協定債権者に対し、書面により通知する。ただし、協定債権者から事前に書面により特定の預金口座への振込送金の指定があった場合は、その指定口座宛に振り込む方法により行う。この場合、振込手数料は特別清算株式会社の負担とする。
⑵　割合弁済の結果生じる１円未満の端数は切り捨てる。
第２　権利の変更及び弁済方法
１　協定債権元本について
⑴　弁済
特別清算株式会社は、すべての資産の換価を終了した後、協定債権以外の債権の総額を超える財産（以下、「弁済原資」という。）を保有する場合、弁済原資確定後１か月以内に、各協定債権者に対し、当該弁済原資を基準日における各協定債権元本額に応じて按分した額を弁済する。
⑵　債務の免除
特別清算株式会社は、上記⑴の弁済実行時に、協定債権元本額から上記⑴の弁済額を控除した残額につき、全額の債務免除を受ける。
⑶　追加弁済
上記⑴の弁済実行後、特別清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、特別清算株式会社は、速やかにこれを換価し、その換価費用その他の優先債権等を控除した残額を追加弁済原資として、各協定債権者に対し、本項⑴の例により追加弁済を実行する。この場合においては、本項⑵に基づく残債務の免除は、新たになされた弁済の限度で効力を失う。
⑷　弁済を実行しない場合の債務免除
ア　弁済原資が存在しないため弁済を実行しないことが確定した場合、特別清算株式会社は、各協定債権者に対し、その旨を書面により通知し（以下、当該書面を「弁済不実行通知書」という。）、各協定債権者の下に弁済不実行通知書が到達した時に、各協定債権元本全額の免除を受ける。
イ　前項の規定による通知は、その通知が通常到達すべきであった時に、到達したものとみなす。
２　協定債権元本以外の協定債権
協定債権元本以外の協定債権については、本協定認可決定確定時に全額免除を受ける。
以上
東京地方裁判所民事第８部

監督命令

平成２３年（再）第４号
東京都足立区入谷９丁目18番19号
再生債務者　株式会社ウエスト24
１　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
２　監督委員　東京都千代田区内幸町２―２―２富国生命ビル４階　濱田法律事務所　弁護士　川瀬　庸爾
平成23年１月14日
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（再）第１号
長野県諏訪市渋崎1801番地４
再生債務者　藤森　和彦
１　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
２　監督委員　長野県諏訪市湖岸通り４丁目９番11号　齋藤泰史法律事務所　弁護士　齋藤　泰史
平成23年１月17日　長野地方裁判所諏訪支部

再生手続開始

平成２３年（再）第１号
東京都中央区日本橋１丁目１番７号
再生債務者　株式会社福島グリーンシステム
１　決定年月日時　平成23年１月17日午後２時
２　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成23年３月２日まで
４　再生債権の一般調査期間　平成23年４月15日から平成23年４月22日まで
福島地方裁判所郡山支部